

美祢市監査告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 2 月 20 日付けで提出された住民監査請求について監査を実施したので、同条第 5 項の規定により、その結果を公表します。

令和 5 年 4 月 20 日

美祢市監査委員 重村 暢之

美祢市監査委員 荒山 光広

住民監査請求に係る監査結果

第 1 監査の請求

1 請求人

住所 略

氏名 略

2 請求のあった日

令和 5 年 2 月 21 日

3 請求の内容

(1) 請求人から提出された請求書の内容（原文「請求の要旨」のまま）

令和 5 年 1 月 13 日、美祢市のホームページに令和 5 年 1 月 13 日付け美祢市監査告示第 1 号住民監査請求に係る監査結果（以下「監査結果」という。）が掲載された。監査結果 第 4 監査の結果 1 事実関係の確認中「最後に光輪保育園の件であるが、対象年度は平成 21 年度から平成 23 年度までの不納欠損額 455,660 円である。平成 24 年 10 月 2 日に月初めに 10,000 円支払う誓約により時効を中断させている。平成 29 年から平成 31 年までは、滞納額の一部納付の確認ができたが、その後、納入確認ができず消滅時効になったものである。」との記述があった。【事実証明書①】

上記記述を読んでふと疑問に思った。それは、平成 24 年 10 月 2 日の納付誓約により時効中断すると、消滅時効日は、5 年後の平成 29 年 10 月 2 日となり、時効消滅日後の平成 31 年に滞納額の一部納付の確認ができたこと、「その後、納入確認ができず消滅時効になったもの」ではなく、平成 31 年に滞納額の一部納付の確認ができた時には、既に消滅時効になっていたのではないか。事実、不納欠損対象の徴収月全ての月において消滅時効日は、平成 29 年 10 月 2 日となっていた。【事実証明書②】

そこで、疑問を解消するべく早速調べてみると次の事実が判明した。

光輪保育園の件の滞納者（以下「滞納者」という。）は、美祢市に納付誓約書（有ろう事か、子育て支援課は、当該文書の存在を確認できないとしている。要するに紛失していた。【事実証明書③】）を提出した平成 24 年 10 月 2 日現在、平成 21 年度調定額 255,730 円、調定額 127,860 円、平成 22 年度調定額 259,200 円、調定額 129,600 円、平成 23 年度調定額 259,200 円、以上 5 件の保育料についてそれぞれいくらかの滞納が存在した。その後、平成 21 年度調定額 255,730 円の保育料については、利用料滞納整理簿等によると、平成 26 年 7 月 8 日から令和元年 5 月 13 日までに合計 147,730 円を納付し、令和元年 5 月 13 日に完納（滞納額が 0 円）となった。

つまり、監査委員は、完納（滞納額が 0 円）となった平成 21 年度調定額 255,730 円の一部納付を確認したにすぎず、不納欠損額 455,660 円の対象となった 4 件の保育料について、平成 29 年から平成 31 年まで滞納額の一部納付の事実はなかったことになる。

さらに、完納（滞納額が 0 円）となった平成 21 年度調定額 255,730 円の納付状況を調べると、平成 21 年 10 月から平成 22 年 3 月まで 6 月の徴収月に対し、平成 29 年 10 月 31 日から令和元年 5 月 13 日までに、合計 126,130 円納付されていたが、いずれの徴収月の時効消滅日は、平成 29 年 10 月 2 日であったため、結果として消滅時効後に保育料 126,130 円を違法に徴収したことになる。

保育料は、強制徴収公債権で消滅時効は 5 年、時効の援用は不要であり又、時効の利益を放棄して時効成立後に納付することもできないことから、時効成立後に徴収した保育料は不当利得となり、違法に徴収した保育料 126,130 円に還付加算金を加算して滞納者に対し還付しなければならない。

なお、違法に徴収した保育料 126,130 円のうち 2 件、16,130 円については、令和 5 年 2 月 20 日現在、既に還付に係る 5 年の消滅時効が完成しているが、徴収できないものを違法に徴収したということが重大かつ明白な誤りであり、法律に基づかない徴収のため徴収そのものが無効であると考え、前述のとおり旧民法第 703 条不当利得とし、同条に係る返還義務の時効は、債権の時効の一般原則について定めた旧民法第 167 条第 1 項が適用され 10 年であることから、違法に徴収した保育料 126,130 円に含めたものである。

よって、保育料を違法に徴収し、時効成立後に保育料納付催告書を 2 度送付した市職員は、滞納者に保育料 126,130 円に還付加算金を加算して還付することによる美祢市が被った損害を賠償する責任がある。又、監査結果によると伊佐保育園の件においても同様に、消滅時効日平成 29 年 6 月 9 日以降の平成 29 年 11 月に未納保育料納付書を送付している。【事実証明書①】

なお、保育料を徴収した日を基準として地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 2 項の規定にある請求の 1 年の期間制限が適用され、この基準となる日は、令和元年 5 月 13 日以前であり、本住民監

査請求は、当該行為のあった日から1年を経過している。

しかしながら、次の理由により法第242条第2項ただし書の「正当な理由があるとき」に該当する。

法第242条第2項ただし書では、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されているところ、このただし書については、平成14年9月12日最高裁判所判決で「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」とされている。

しかるに、平成31年に滞納額の一部納付された事実を知ることができたのは監査結果が美祢市のホームページに掲載された令和5年1月13日であり、また、「相当な期間内」の判断については、行為の存在や内容を知ることができたときからおおむね2か月を超えてなされた住民監査請求には正当な理由がないとする判例（平成14年10月15日最高裁判所判決）がある。したがって、本住民監査請求は、「正当な理由」がある。

よって、監査委員は、美祢市長に対し、次のとおり勧告するよう求める。

記

- 1 滞納者に早急に違法に徴収した保育料126,130円に還付加算金を加算して還付すること。
- 2 保育料を違法に徴収したことにより美祢市に損害を与えた保育料の徴収に携わった市職員に対し、滞納者に還付する額と同額を美祢市に弁償させること。
- 3 時効成立後に保育料納付催告書を郵送したことにより美祢市に損害を与えた保育料の徴収に携わった市職員に対し、郵送に伴う郵券料と同額を美祢市に弁償させること。

上記のとおり、法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

(2) 請求人から提出された事実証明書（事実証明書の内容は省略）

- ① 令和5年1月13日付け美祢市監査告示第1号住民監査請求に係る監査結果の一部の写し
- ② 令和4年3月31日付け不納欠損一覧（私立保育所負担金）（時効消滅日）の写し
- ③ 令和5年1月30日付け美子第472号公文書不存在決定通知書の写し

第2 請求の受理

本件監査請求は、令和5年2月21日に收受し、同年3月6日に要件審査を行った結果、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、同日をもって受理した。

第3 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和5年3月15日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人が出席し、請求の要旨の補足説明があり、次のとおり新たな証拠の提出がされた。また、同年4月10日に追加で証拠の提出がされた。(事実証明書の内容は省略)。

- ア 令和5年3月6日付け美子第513号公文書不存在決定通知書の写し
- イ 保育料納付済通知書の写し
- ウ 令和5年2月14日付け美子第475号公文書不存在決定通知書の写し
- エ 令和5年3月6日付け美子第501号公文書不存在決定通知書の写し
- オ 地域福祉課(現福祉課)所有の平成29年度11月分郵券簿の写し
- カ 地域福祉課(現福祉課)所有の平成30年度7月分郵券簿の写し

2 請求人の主張

陳述の際、請求人が本件請求について補充した要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 時効管理について

令和5年1月13日付け美祢市監査告示第1号住民監査請求に係る監査結果(以下「監査結果」という。)の「2判断の理由」によると「時効管理は住民情報システム収納管理システム(以下「システム」という。)において、対象児童、調定年度毎に管理されており」とあるが、光輪保育園の件で果たしてそうであったのか。システムでは管理されているが、システムに収入年月日を入力したこと即、時効管理されているといえるのか。実際の時効管理に係る事務処理を精査した後、果たして管理されていたといえるのか。

具体例として、消滅時効日平成29年10月2日以降に、開示された文書において地域福祉課長名で平成29年11月1日付け「過年度保育料の納付について」、平成30年7月11日付け「過年度保育料納付書の送付について」の2度催告書を送付している。時効について少し知識のある人なら時効完成後の納付書が送付されても納付するはずがない。ましてや催告書を送付すべきでない。伊佐保育園の件においても同様に、消滅時効日平成29年6月9日以降の平成29年11月1日付け「未納保育料納付書の送付について」を地域福祉課名で送付している。これらは、パソコン内のデータをプリントアウトした

もので、文書の現物はなく起案文書もない。

平成 21 年度調定額 255,730 円についてシステムの時効画面を確認すれば、平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月の各徴収月の右横に義務消滅日平成 29 年 10 月 2 日と表示されているのになぜシステムの時効画面を確認しなかったのか。

(2) 保育料の納付日について

保育料納付日がシステムの収入年月日と一致していないので問題がある。利用料滞納整理簿とシステムの収入年月日は一致しているが、納付済通知書と一致していない。納付日は、消滅時効、還付加算金及び還付の時効それぞれの起算日となるため極めて重要である。システムの収入年月日は、職員が納付を確認した日ではなく、本人が納付した日を入力するのが正しいのではないか。加えて、保存年限が 5 年である納付済通知書について、平成 29 年度の 4 件及び令和元年 5 月分 2 件を紛失している。

3 監査対象事項

本件監査請求の内容を踏まえ、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 消滅時効後に保育料を徴収し、還付及び還付加算金の還付手続きを違法に怠る事実について
- (2) (1) による市の損害の有無及び消滅時効後の保育料の徴収に携わった職員（以下「担当職員」という。）に対する保育料及び還付加算金の賠償責任について
- (3) 消滅時効後に送付した保育料納付催告書（以下「催告書」という。）による市の損害の有無及び担当職員に対する郵券料の賠償責任について

4 監査対象部局

市民福祉部子育て支援課（旧地域福祉課）（以下「子育て支援課」という。）

5 監査対象部局の調査

法第 242 条第 5 項の規定により、監査対象部局である子育て支援課に対し、関係書類の提出を求め、監査を実施するとともに、令和 5 年 3 月 20 日に、監査委員事務局において、関係職員から事情を聴取した。

6 監査対象部局の主張

子育て支援課の主張の趣旨は、次のとおりである。

(1) 担当職員の保育料徴収業務について

保育料の徴収業務は、担当職員 1 名で行っていた。保育料の滞納が発生し

た場合は、保育園から保護者又は扶養義務者（以下「納付義務者」という。）に納付を求め、園児退園後は、子育て支援課から直接納付義務者へ電話による催告や文書の送付等を行っていた。

滞納整理業務について担当職員に確認したところ、時効等を認識しながら催告書を送付したのではなく、前任者から保育料滞納者に文書等により催告するよう引継ぎがあったため、納付済通知書等を対象者に送付していたとのことであった。

(2) 保育料のシステム管理について

納付のあった保育料はシステムで収納処理を行っていた。システムには収納年月日欄と日計年月日欄があり、収納年月日欄には納付義務者が金融機関等に保育料を納付した日、日計年月日欄には当該保育料が市の歳入となった日を入力するのが本来の操作方法であった。当時は、幼児教育・保育の無償化制度はなく保育料納付件数が多かったことから、納付済通知書の処理をシステムで一括処理していた。そのため、それぞれの日付を管理することは困難であり、結果的に日計年月日を収納年月日として処理していたのが実情であった。

時効に係るシステム操作について、通常一部納付があった場合、時効起算日と義務消滅日を手動修正することはなく、自動更新されていた。また、消滅時効後の納付済通知書を発行する場合、システム画面に確認表示が出るようになっていたが、発行をストップする仕様にはなっていなかった。

(3) 保育料納付済通知書の管理について

処理済納付済通知書は、現在は1年分をまとめて箱詰めし書庫に保管しているが、当時は月毎にまとめて保管していた。保存年限は5年間であるが、消滅時効後に徴収した保育料（以下「時効後徴収保育料」という。）の納付済通知書の一部が不明であり確認できなかった。

(4) 催告書の送付について

催告書の起案文書等について、原本は残っていない。文書管理システムで検索したところ、作成した起案文書データは残っていたが、決裁日、施行日がないものがあった。

郵券について、郵券簿（郵券の受払を日付毎に記載したもの）により、催告書送付日付近の郵券使用状況を確認したが、送付先は「〇〇〇〇外」となっており、催告書対象者の記載はなかった。しかし、この時点で催告書対象者の園児は既に退園していたこと、また、催告書の送付先、文面から催告書は郵送したと推量する。

(5) 今後の対応等について

時効後徴収保育料については、還付加算金を加算して納付義務者へ還付する予定である。

また、保育料の滞納対策について、子育て支援課のマニュアルがなかったため、この度「美祢市保育所利用者負担額滞納対策実施要綱（令和 5 年美祢市告示第 35 号）（以下「実施要綱」という。）」を策定した。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査、監査対象部局からの事情聴取の結果、確認した事実は次のとおりである。

(1) 保育料の滞納整理業務について

子育て支援課の事情聴取等により、次のとおり確認した。

保育料の徴収業務は、担当職員 1 名で行っていた。滞納整理業務について、前任者から保育料滞納者の園児退園後は、子育て支援課から直接納付義務者へ電話による催促や文書の送付等を行うよう引継ぎを受けていた。しかし、時効管理についての個別の引継ぎまでは行っていなかった。

システムについて、時効が含まれる納付済通知書を発行する際、画面に「義務消滅している未納情報が存在します。継続しますか？」と、表示されるようになっていたことは確認できたが、納付済通知書の発行を停止するシステムにはなっていなかった。また、消滅時効日を確認する場合、通常の利用しない時効画面を選択する必要があるがあった。

市において、債権の管理体制及び手法の整備により効率的かつ効果的な管理を図ることを目的に、平成 30 年 4 月に美祢市債権管理マニュアルを策定している。また、子育て支援課においては、令和 5 年 3 月に実施要綱を策定したが、それまでは、保育料徴収に係る個別マニュアルはなかった。

(2) 時効後徴収保育料について

時効後徴収保育料について、平成 21 年度収納状況をシステムで確認したところ、別表のとおりであった。このうち 10 月期から 3 月期の保育料 126,130 円については、消滅時効後に徴収したことを確認した。しかしながら、この収納年月日について、納付済通知書の納付日とシステムの収納年月日が一致していないことが判明した。これは、システムによる収納処理の際、一括処理を行っていたため、システムの収納年月日を納付日ではなく日計年月日を入力していたことによるものであった。また、時効後徴収保育料のうち、納付済通知書が確認できず納付日が不明であるため、収納年月日が分からないものがあった。

(別表)

平成 21 年度収納状況

(単位：円)

期別	調定額	収納額	収納年月日	義務消滅日
4 月	21,600	21,600	H21. 9. 9	H26. 9. 10
5 月	21,600	21,600	H21. 9. 9	H26. 9. 10
6 月	21,600	21,600	H21. 9. 9	H26. 9. 10
7 月	21,600	21,600	H21. 12. 18	H26. 12. 19
8 月	21,600	21,600	H21. 12. 18	H26. 12. 19
9 月	21,600	10,000	H26. 7. 8	R5. 1. 20
		10,000	H29. 12. 18	
		1,600	H30. 1. 19	
10 月	21,600	8,400	H30. 1. 19	H29. 10. 2
		10,000	H30. 3. 15	
		3,200	H30. 4. 2	
11 月	21,600	6,800	H30. 4. 2	H29. 10. 2
		10,000	H30. 6. 8	
		4,800	H30. 8. 6	
12 月	20,730	10,000	H30. 8. 6	H29. 10. 2
		5,200	H30. 8. 6	
		5,530	H30. 9. 7	
1 月	19,000	4,470	H30. 9. 7	H29. 10. 2
		10,000	H30. 11. 7	
		4,530	H31. 2. 8	
2 月	21,600	10,000	H31. 1. 4	H29. 10. 2
		5,470	H31. 2. 8	
		6,130	R1. 5. 13	
3 月	21,600	7,730	H29. 10. 31	H29. 10. 2
		3,870	R1. 5. 13	
		10,000	R1. 5. 13	
合計	255,730	255,730		

(3) 催告書の送付について

催告書を送付する際の起案文書原本及び送付書類は、確認できなかった。
文書管理システムで起案文書の履歴を確認したところ、起案日が平成 29 年 11 月 1 日及び平成 30 年 7 月 11 日付け「過年度保育所保育料の滞納整理処理について」が保存されていた。この 2 件については、起案文書内に催告書対象

者の記載を確認したが、起案文書の事務処理欄はいずれも起案日のみ入力しており、決裁日、施行日の記載はなかった。また、施行日が平成 29 年 11 月 1 日（起案日平成 29 年 10 月 30 日）付け「未納保育料納付書の送付について」については、起案文書内に催告書対象者の記載は確認できなかったが、文書管理システム上処理は完了していた。催告書について、「平成 29 年 11 月 1 日付け過年度保育料の納付について」、「平成 30 年 7 月 11 日付け過年度保育料納付書の送付について」及び「平成 29 年 11 月 1 日付け未納保育料納付書の送付について」を、担当職員が使用していたパソコンに保存されていたデータを確認した。いずれも、起案文書の施行日（処理を完了していない文書については起案日）と一致するものであった。

催告書の送付に係る郵券使用について、郵券簿の確認を行ったが、催告書に記載してある年月の郵券の使用状況は、「〇〇〇〇外」との記載であり、催告書対象者は記載されていなかった。催告書対象者の園児は、催告書発送時点では既に退園していた。また、伊佐保育園の対象者においては、催告書の送付先は県外であるが、本件において担当職員が県外出張した実績はないことを確認した。

(4) 時効後徴収保育料の還付及び還付加算金の還付手続きについて

子育て支援課は令和 5 年 4 月 10 日付けで、時効後徴収保育料 126,130 円及び還付加算金の支払いを決定し、還付手続きを行った。

2 判断の理由

「1 事実関係の確認」で確認した事実を踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 時効後徴収保育料の還付及び還付加算金の還付手続きについて

時効後徴収保育料について、市は還付加算金を加算して還付手続きを行っており、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないものと判断し、これを却下する。

(2) (1) による市の損害及び担当職員の賠償責任について

本件については、消滅時効後に徴収した本来徴収できない保育料について還付したものであるから、それを還付したことにより市に損害が発生しているとは認められない。

次に、還付加算金について確認する。還付加算金は、「租税を滞納した場合に延滞金が課せられることとのバランス等を考慮して還付金に付する一種の利息である。（昭和 54 年 2 月 26 日広島高等裁判所判決）」と解されており、制裁的な側面で設定されているものではない。このため、時効後徴収保育料に還付加算金を加算して還付することについて、市に損害が発生していると

は認められない。

(3) 催告書について

催告書発送の起案文書の原本はなく、対象者に送付した書類も不明であったが、催告書のデータ及び文書管理システムに保存されている起案文書履歴を確認した。文書管理システムの文書内に催告書対象者の記載はあるが、処理は完了していないもの及び文書内に催告書対象者の記載はないが、文書管理システム上処理は完了しているものを確認した。起案文書の施行日（処理を完了していない文書については起案日）と、催告書の送付年月日が一致していること及びその内容から、催告書の送付について決裁を受けた後、対象者に送付したと認められる。

催告書の郵送について、郵券簿からは郵送した事実は確認できなかった。しかしながら、催告書対象者の園児は、催告書発送時点ですでに退園していたことから、保育園から催告書を対象者に手渡しすることは推測しがたい状況である。また、伊佐保育園の対象者においては、催告書の送付先が県外であるが担当職員が県外出張した実績はなかった。以上のことから、催告書については、郵送により送付したことを認め、その郵券料は市の損害と認められる。

次に、催告書を送付した郵券料について、担当職員に対する賠償責任の確認を行う。職員の賠償責任が生じるのは、法第 243 条の 2 の 2 第 1 項により、物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）を亡失させたときとされている。

最初に、故意の有無について検討する。催告書対象者に郵送したことにより、自らに何らかの利点が生じるようなことはなく、何らかの意志をもって行ったとは考えにくいと判断する。

続いて、重大な過失の有無について検討する。重大な過失については、逐条地方自治法第 9 次改訂版（松本英昭著、学陽書房）の中で、「はなはだしく注意義務を欠くことをいい、わずかな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらず、これを怠った状態を指す。」と説明している。また、最高裁判決では「重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠陥の状態を指すものと解する。（昭和 32 年 7 月 9 日最高裁判所第三小法廷判決）」とされている。本件について確認すると、時効が含まれる納付済通知書を発行する際、システム画面に確認メッセージが表示されるようになっていたが、通常の納付済通知書と同じように発行していた。また、催告書を送付する際、消滅時効

日の確認が必要であり、その場合、通常システム操作では使用しない時効画面を選択する必要があったが、それを行っていなかった。これらのことから、担当職員の滞納整理業務及びシステム操作に対する認識が不足していたと言わざるを得ない。しかしながら、催告書を送付した平成 29 年 11 月時点では、美祢市債権管理マニュアルはなく、子育て支援課においては、令和 5 年 3 月に実施要綱を策定しているが、それまでは保育料徴収に係る個別のマニュアルはなかった。また、担当職員は催告書を送付する際、起案文書により決裁を受けていることから、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠陥状態であるとまではいえず、重大な過失は認められないと判断する。

3 結論

以上のことから、時効後徴収保育料及び還付加算金の支払いにより市に損害が発生しているという請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

また、催告書を郵送したことによる市の損害は認められるが、請求人が主張する担当職員の賠償責任については理由がないものと認め、これを棄却する。

4 意見、要望

監査の結果は以上のとおりであるが、監査委員として、市長に対し、次のとおり意見、要望を述べる。

今回の住民監査請求を受けて調査した結果、業務の効率化等のためにシステムを導入しているが、担当職員の認識不足によりその効果が発揮されていなかったことが明らかとなった。

今後の対応として、システムを扱う職員のみならず所属内の複数の目を通して確認可能な組織体制の構築が必要である。

また、本件は子育て支援課の案件であるが、その背景には徴収業務に携わる職員の滞納整理業務に対する認識不足、組織内のチェック体制が機能していないなど、徴収に携わる所属全体の取り組むべき課題であり、問題が発生した場合の対応、再発防止の検証は、組織として重要であると考えます。

催告書の送付に係る郵券料については、故意又は重大な過失があると認めるには至らないものの、本来徴収できない保育料の催告書を郵送したことにより本件が発生したものであり、金額の大小に関わらず市の損害であると認めざるを得ない。職員の滞納整理業務の認識不足があったにせよ、決裁によるチェック体制が整っていなかったことも要因の一つである。担当者のみならず組織全体で、滞納整理業務に対する法令を確認し遵守することが、市民の信頼につながるものと考えます。これらを踏まえて、美祢市債権管理マニュアルによる研修会の実施、課内研修等により共通認識を持ち、債権管理に係る職員の能力向上を図られたい。

最後に、組織内のチェック体制が機能していなかったことが、本件に繋がった

要因でもあることを踏まえ、業務上のリスクや手順を可視化し、チェック体制を強化するため、内部統制に向けた体制整備を検討されることを強く望むものである。